

2025年9月19日より、  
全国の医療機関・薬局で  
運用が始まっています

# スマートフォンを マイナ保険証として利用できるようになります

マイナンバーカードの持ち歩きによる紛失の心配がなくなります！

## 事前準備

- 1 マイナンバーカードの健康保険証の利用登録 マイナ保険証を登録済みの方は対応不要
- 2 マイナンバーカードをスマホに搭載する

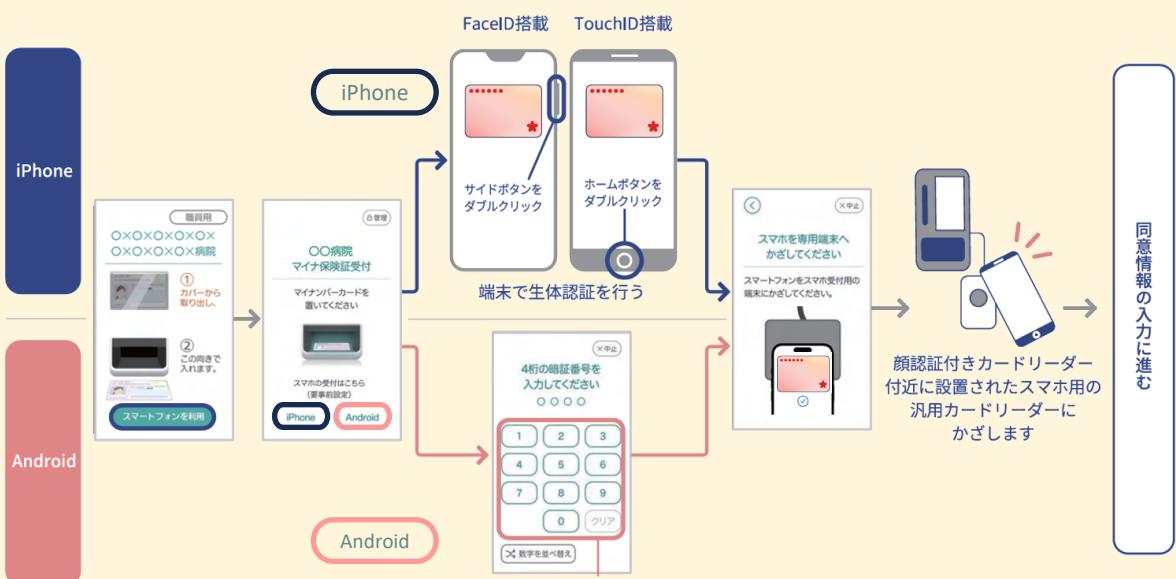
最新のマイナポータルアプリから、スマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録を行ってください。  
※対応機種は、厚生労働省HPでご確認いただけます

### 準備するもの



スマホでの受付に対応している医療機関・薬局は、受付のステッカーや厚生労働省HPなどでご確認いただけます。

## 医療機関・薬局での利用方法



\* 画面はPanasonic社の顔認証付きカードリーダーでの  
イメージであり、実際のものとは異なる場合があります。

顔認証付きカードリーダーに  
スマートフォン利用者証明用電子証明書の  
暗証番号(4桁)を入力

# 医療機関・薬局でスマートフォンによる受付ができなかった場合

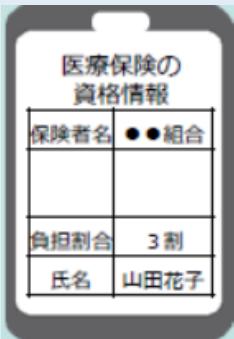
何らかの事情でスマートフォンの読み取りによる受付ができなかった場合、スマートフォンでマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面を提示するなど以下①～③のいずれかの方法により受付することで自己負担分(3割分等)で受診が可能です。※

①

マイナポータル画面

登録・ログイン

+



②

資格情報のお知らせ

資格情報のお知らせ

●●組合

氏名 山田花子

負担割合 3割

受診の際

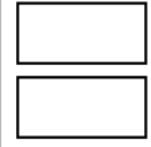
マイナ保険証が必要



③

資格情報の提示ができない  
初診の場合

被保険者資格申立書



署名 山田太郎

+



(事後に確認)

※医療機関・薬局がスマートフォンの受付に対応していない場合は、実物のマイナンバーカードを提示することが基本となります。①の方法で受け付けすることも可能です。

## Q&A

Q スマホでの受付に対応している医療機関・薬局は、どのように確認すればよいですか。

A 医療機関・薬局の受付のステッカーや厚生労働省HPなどでご確認いただけます。

Q スマートフォンのマイナンバーカードを追加すると、実物のマイナンバーカードは利用できなくなるのでしょうか。

A スマートフォンにマイナンバーカードを追加しても、実物のマイナンバーカードは引き続きご利用いただくことができます。

Q マイナンバーカードやマイナンバーカードの電子証明書が失効したとき、有効期限が切れたときは、スマートフォンのマイナ保険証は利用できますか。

A マイナンバーカードや電子証明書が失効したとき、有効期限が切れたときは、スマートフォンのマイナンバーカードも連動して失効するため、スマートフォンのマイナ保険証を利用することはできません。(猶予期間はありません)

市区町村窓口でマイナンバーカードや電子証明書を更新した後、マイナポータルからスマートフォンでマイナンバーカードを利用するための手続を行ってください。

Q 子どものマイナンバーカード(マイナ保険証)を親のスマートフォンに追加することはできますか。

A 1台のスマートフォンにつきひとりのマイナンバーカードしか追加できません。  
また、15歳未満の方はスマートフォンのマイナンバーカードをご利用いただけません。

厚生労働省 HP  
スマートフォンのマイナ保険証利用について

